

さいたま市告示第402号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月10日

さいたま市長 清水 勇人

1 名称

南中丸自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより地区内自治の確立と共同福祉の増進を図り、以て良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (4) 集会施設の維持管理
- (5) 区域内の自主防災に関する事
- (6) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事
- (7) その他会の目的達成に必要な事業

3 区域

本会の区域は、さいたま市見沼区南中丸1番地から1547番地までの区域とする。ただしこのうち、他の自治会に所属する区域は除くものとする。本会の管轄区域内に新たな地番が追加された場合も、これを本会の区域に含むものとする。

4 主たる事務所

さいたま市見沼区大字南中丸548番地11

5 代表者の氏名及び住所

山崎 勇

さいたま市見沼区大字南中丸548番地11

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

有

総会の議決

9 認可年月日

令和8年3月10日